

【資料 1】

能勢町教育大綱（案）

令和 4 年（2022 年）年 3 月
大阪府 能勢町

第 1 はじめに

1 大綱

「大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の 3 第 1 項における、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」との規定に基づき策定するものです。

2 能勢町教育大綱

この教育大綱は、法の趣旨に則り、また、「第 6 次能勢町総合計画【計画期間】令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）」を踏まえて、予算編成権を有する町長と、教育を所管する教育委員会が、教育行政をより円滑に進めていくことを目的に、法第 1 条の 4 の規定による総合教育会議での協議を経て策定するものです。

なお、この教育大綱の対象期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 3 年間です。ただし、必要に応じて見直しを行うこともあります。

第 2 基本理念

第 6 次能勢町総合計画では、「おおさかのてっぺんから発信 里山未来都市 ～人・地域・地球の健康を守り縁をつなぐ開かれたまち：能勢～」との将来目標の下、「地方創生の原動力として SDGs を推進」に向け、「人材育成・サイクル」などの 5 つの施策の大綱を定めています。

この教育大綱では、第 6 次能勢町総合計画の考え方を基本としつつ、持続可能な社会の造り手となる人材の育成を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

里山未来都市の創造を担う教育の探求

～子どもが創る明るい未来のために～

「里山未来都市」とは

暮らしに必要な資源（人材、食料、エネルギー、経済等）を地域で自給し循環する自立的で持続可能なまち。

第3 教育方針

上記基本理念に基づき、本町の目指す教育の方向性として、次のとおり教育方針を定めます。

- 1 特色ある教育プログラムにより子どもたちの生きる力を育み、シビックプライドの醸成を進めます。
- 2 町ぐるみで安全安心な学校づくりを行います。
- 3 地域資源の活用や ICT 環境の整備、指導力の向上により質の高い教育環境を整えます。
- 4 子どもや若者が様々な活動を通じて地域住民をはじめとした多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長していくよう支援します。
- 5 能勢の歴史や伝統、文化を通じて地域に対する愛着や豊かな心を育み、保存・継承や活用により地域の資源として新たな価値の創造に努めます。